

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 香川県高松市福岡町一丁目7番1号

氏 名 有限会社鹿庭産商
代表取締役 鹿庭 礼子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 **第14条第1項** の許可を受けた者であることを
第14条の2第1項 証する。

高松市長 大西 秀 人



許可の年月日 令和元年9月1日
許可の有効年月日 令和6年8月31日

複
写
無
効

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず ⑨
繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪ゴムくず ⑫金属くず ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器
くず ⑭鉋さい ⑮がれき類 ⑯ばいじん (ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる廃棄物につ
いては、それぞれ右欄のおとり。) 以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含む。

(2) 積替え又は保管の有無
積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行
う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
第2面に記載のとおり

3. 許可の条件
余 白

4. 許可の更新又は変更の状況
第3面に記載のとおり

5. 積替え許可の有無
余 白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無
以下 余 白

備考

第2面

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	面積 (㎡)	※積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限 (m ³)	積み上げることができる高さ (m)
1 高松市成合町字南川原955番地1	212	④、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪	256	屋内保管のため制限なし
2 高松市成合町字南川原955番地1	141	④、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪	169	屋内保管のため制限なし
3 高松市成合町字南川原955番地1	6.84	⑨	6.84	屋内保管のため制限なし
4 高松市成合町字南川原955番地1	6.84	⑨	6.84	屋内保管のため制限なし
5 高松市成合町字南川原955番地1	6.84	⑩	6.84	屋内保管のため制限なし
6 高松市成合町字南川原955番地8	56	⑤	45	屋内保管のため制限なし
7 高松市成合町字南川原955番地8	113	⑥	184	屋内保管のため制限なし
8 高松市成合町字南川原955番地8	2.28	①	1.28	屋内保管のため制限なし
9 高松市成合町字南川原955番地8	2.28	②	1.28	屋内保管のため制限なし
10 高松市成合町字南川原955番地8	2.28	③	1.28	屋内保管のため制限なし
11 高松市円座町字川向2326番2	107.4	④、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪	113	コンテナ大:1.2 コンテナ小:0.8
12 高松市成合町字南川原955番8	6.84	④、⑩、⑪	10.9	屋内保管のため制限なし
13 高松市成合町字南川原955番1	6.84	④、⑨、⑩	6.84	屋内保管のため制限なし

※積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類は、下記のとおりとする。

①廃油 ②廃酸 ③廃アルカリ ④廃プラスチック類 ⑤紙くず ⑥木くず ⑦繊維くず ⑧ゴムくず ⑨金属くず ⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑪がれき類 (ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。)

種類	左欄の産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所の所在地
石綿含有産業廃棄物	12
水銀使用製品産業廃棄物	13
水銀含有ばいじん等	行わない。

以下余白



4. 許可の更新又は変更の状況

平成元年9月1日(当初許可)
平成6年9月1日(更新許可)
平成6年10月7日(変更許可)
平成11年6月30日(変更許可)
平成11年9月1日(更新許可)
平成16年9月1日(更新許可)
平成21年9月1日(更新許可)
平成21年10月26日(変更許可)
平成26年9月1日(更新許可)
令和元年9月1日(更新許可)

以上
以下余白

